

京都古川サッカースポーツ少年団 規約

【 団 訓 】

- 1、あいさつは大きな声ではっきりしよう！
- 2、親を大切にしよう！
- 3、友達どうし仲良くしよう！
- 4、勉強はしっかりしよう！

【 目 的 】

将来へのステップを目指して、『当たり前のことが当たり前になるようになる』ため、京都古川サッカーを育成（しつけ）の場として、指導者（親）が選手（子供）に基本（善悪・ルール・マナー）を教え、自立した選手（責任ある大人）を育てることを目指します。

【 練習日 】

原則的に土曜日・日曜日・祝祭日

【 練習場所 】

古川小学校・木津川河川敷グラウンド・長池グラウンド

【 費 用 】

団員として月額、年長から2年生は1,000円、3年生は2,500円、4年生から6年生は3,000円を3ヶ月ごとの期別で振込みにて徴収する。

徴収月、1期（4月5月6月）2期（7月8月9月）3期（10月11月12月）4期（1月2月3月）とする。

団費・助成金・寄付金等の収入は、団の運営及び団員の親睦の為に使用する。

入団時に当月の団費とスポーツ障害保険料（年間）子供600円大人1,600円を徴収する。

（団員とその保護者（1名以上）は自己負担にてスポーツ障害保険に必ず加入するものとする。）

日本サッカー協会選手登録費（年間1,000円）を4年生以上は入団時に徴収する。

ユニフォームは団より貸出し年間リース料を4年生1,000円・5年生2,000円・6年生2,500円を徴収する。

加入手続きについては、京都古川サッカースポーツ少年団役員が一括して行う事とする。

病気・ケガによる長期欠席（30日以上）が発生した場合は、団が制定する届出書の提出を条件に役員会の協議を経て減額（月額1,000円）を承認する。

また、受験による長期休部（30日以上）についても、届出書の提出を受け役員会の協議を経て、免除・減額を承認する。

尚、団費振り込み後に役員会で承認となった場合は、該当月に遡り免除・減額を実施する事とし、返金額についての領収書を、保護者より徴求するものとする。

【 事故・ケガ等のアクシデント 】

練習中、試合中及び行き帰りの事故やケガについては加入しているスポーツ障害保険の定める範囲内で処理するものとし、団及び団代表者、監督、コーチ、保護者には一切の責任を問わない事とする。

【 入団と退団 】

幼稚園・保育園の年長組から小学 6 年生迄のサッカーを愛好する心身ともに健康な子供で保護者の承諾を得た者。その認定については代表者・監督が認めた者。

退団については保護者と本人の申し出により代表者・監督が認めた場合には退団することができる。また、当団に著しく迷惑を掛ける行動をした者については、役員会の議を経て退団させる事ができる。なおその場合は納入金等の返金を行わないものとする。

平成 21 年 3 月 15 日の総会にて、一部改訂
平成 21 年 10 月 10 日の総会にて、一部改訂
平成 22 年 1 月 30 日の総会にて、一部改訂

京都古川サッカースポーツ少年団 会則

第一章 (名称)

第1条 本会は、名称を「京都古川サッカースポーツ少年団」とし事務局を代表者の自宅に置くこととする。

第二章 (目的)

第2条 本会は京都古川サッカースポーツ少年団を育成発展させる事を目的とする。

第3条 本会は第2条の目的を達成する為に次の事を行う。

- 1、 京都古川サッカースポーツ少年団の諸事業の支援
- 2、 保護者相互の親睦
- 3、 連絡事務及び懇談
- 4、 基金の管理

第三章

第4条 本会は少年団加入のすべての保護者をもって構成する。

第四章

第5条 本会は次の役員をおく。

- 1、会長 1名
- 2、副会長 1名
- 3、会計 1名
- 4、庶務 2名
- 5、運営委員 各学年

第6条 役員の仕事は次の通りとする。

- 1、会長は会務を総括し、本会を代表する。
- 2、副会長は会長を補佐し、会長業務に支障が生じた場合、その業務を代行する。
- 3、会計は会計業務を行う。
- 4、庶務は連絡業務を行う。
- 5、運営委員は諸事業の補佐をする。

第7条 役員の仕事は1年とし、留意を妨げない。

第五章

第 8 条 総会は年 1 回、開催するものとする。但し必要のある場合には随時開催する事が出来る。

第 9 条 役員会は月 1 回召集する。

第六章 (会計)

第 10 条 本会、会計年度は毎年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日迄とし、団員の家庭へ会計報告をする。

第七章 (会則改正)

第 11 条 本会則は、総会を開き出席者の 3 分の 2 以上の賛同により改定できる。

第八章 (保険その他)

第 12 条 第 4 条に規定する会員は練習及び試合等での行き帰りの道中に発生した事故、ケガ等については本人が加入するスポーツ障害保険の定める範囲内で処理するものとし、クラブ及びクラブ代表者、監督、コーチ、保護者には一切の責任を問わない事とする。

平成 21 年 10 月 10 日の総会にて、一部改訂
平成 22 年 1 月 30 日の総会にて、一部改訂